

特例等郵便等投票の手続きについて

1.特例郵便等投票を希望される方は、令和5年4月5日（選挙期日の4日前）までに、標津町選挙管理委員会に以下の書類を郵送にて送付してください。

- (1) 特例郵便等投票請求書
- (2) 外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面

※郵送方法については、次のとおりです。

- ①ホームページに掲載の「料金受取人払封筒表示」を印刷し（可能であればカラー印刷）、切り取り線に沿って切り取り、お手持ちの定型サイズの封筒に貼付し上記書類を入れてください。
- ②「料金受取人払封筒表示」の下部「請求書在中」に丸を付けます。
- ③封筒をさらに透明のファスナー付きのケース等に入れ密封します。
- ④表面をアルコール消毒液等で拭き取る方法などで消毒をします。
- ⑤施設職員や同居人、知人等に郵便ポストへの投函を依頼します。

2.選挙管理委員会が請求書を受理後、請求書に記載の現在の滞在先に投票用紙と投票用封筒、返信用の封筒等を送付いたします。

3.投票用紙に候補者名等を記載し、投票用紙を内封筒と外封筒に入れてください。外封筒の封をした後、外封筒の表面に、投票した年月日と場所を書き、署名してください。

4.署名した外封筒を、上記郵送方法に沿って郵送してください。

（「料金受取人払封筒表示」を貼付した封筒や透明のファスナー付きケースを投票用紙等と一緒に送付しますので、ご利用ください。）

5.郵送いただいた投票用紙が選挙期日の投票終了時刻までに届きましたら受理となります。

手続きに関して、ご不明な点等ございましたら、標津町選挙管理委員会（0153-82-2131）までご連絡ください。